

幼児教育・保育無償化のご案内

(目次)

- 1 幼児教育・保育無償化の概要
- 2 無償化に係る手続き
- 3 ①認可保育所・認定こども園（保育部分）
- 4 ②認定こども園（教育部分）・認定こども園の預かり保育等
- 5 ③私立幼稚園（従来型）・私立幼稚園の預かり保育等
- 6 ④認可外保育施設・一時預かり事業
ファミリーサポートセンター・病児保育事業
- 7 よくあるご質問



お問い合わせ

三郷市役所 こども未来部すこやか課保育係
所在地：〒341-8501 三郷市花和田648番地1
電話：048-930-7784（直通）

幼児教育・保育無償化の概要

●幼児教育・保育の無償化について

・在籍している施設、利用している事業により対象となる範囲が異なります。

クラス年齢 (※1)	0～2歳児クラス				3～5歳児クラス				参照 ページ
	あり		なし		あり		なし		
	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	
認可保育所の保育料	無償化 対象外	無償化	/		無償化		/		4ページ
認定こども園 (保育部分) の保育料	無償化 対象外	無償化			無償化				
認定こども園 (教育部分) の保育料	/				無償化 (満3歳児クラス含む)				5ページ
認定こども園の預かり保育					11,300円/月まで無償化 (※3)				
(従来型※4) 私立幼稚園の保育料	/				25,700円/月まで無償化 (満3歳児クラス含む)				7ページ
(従来型※4) 私立幼稚園の預かり保育料					11,300円/月まで無償化 (※3)				
認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリーサポートセンター 病児保育事業	無償化 対象外	42,000円/月 まで無償化 (合計)	/		37,000円/月ま で無償化 (合計)		/		9ページ

※1 クラス年齢とは当該年度の4/1時点の年齢で判定します。(例:4/1時点で2歳の場合⇒当年度中は2歳児クラス)

※2 非課税世帯とは市区町村民税の所得割および均等割がかからない世帯です。

※3 満3歳児クラスの場合には上限額が16,300円/月となります。(認定要件には非課税要件が必要です。)

※4 在籍施設または施設の所在地の市区町村にご確認ください。

●必要な認定

・無償化を受けるためには以下に応じた認定を受ける必要があります。

	必要な認定の種類		
	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	
認可保育所の保育料	教育・保育給付認定第3号	教育・保育給付認定第2号	認定手続きは別途すこやか課 で発行している 「保育利用希望申込みのてびき」 を参照ください。
認定こども園 (保育部分) の保育料			
認定こども園 (教育部分) の保育料	/		本冊子を参照 ください。
認定こども園の預かり保育	施設等利用給付認定第3号(※1、2)	施設等利用給付認定第2号(※1)	
(従来型) 私立幼稚園の保育料	/		
(従来型) 私立幼稚園の預かり保育料	施設等利用給付認定第3号(※1、2)	施設等利用給付認定第2号(※1)	
認可外保育施設、一時預かり事業 ファミリーサポートセンター、病児保育事業	施設等利用給付認定第3号(※1)	施設等利用給付認定第2号 (※1)	

※1 認定を受けるためには保育を必要とする事由に該当していることが必要です。

※2 認定こども園、幼稚園の場合は満3歳児入園から対象です。

●保育を必要とする事由

	事由	詳細	認定期間
1	就労	フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内労働等を含む ※ <u>常時、実働月 64 時間以上</u> が必要です。 ※賃金が発生していない場合は「就労」と認められません。	最長で就学前まで 退職等された場合には、退職等をした月の末日までが認定期間です。
2	求職活動中	求職活動を継続的に行っている場合	申請から 3 ヶ月間 3 ヶ月以内に就労を開始し「就労証明書(月 64 時間以上)の提出が継続利用の条件です。
3	妊娠・出産	出産予定がある方	出産予定日の属する月の 2 ヶ月前の属する月の初日から出産日の 8 週間後の翌日の属する月の末日まで
4	就学中	学校に在学中(入学予定)の方	最長で就学前まで
5	介護・看護	介護・看護をしている方	※保育の必要性がなくなった場合にはその時点まで
6	疾病・障害	病気の方、心身に障がいのある方	

無償化を受けるためには事前の認定申請が必要です。

認定がないまま無償化を受けることはできません。また、申請受付日より遡っての認定はできませんのでご注意ください！



無償化に係る手続き

○提出書類等

年齢	必要書類	提出先	提出期限
・ 3～5歳児クラスの児童	①施設等利用給付認定申請書（※1） ②保育の必要性を証明する書類 ③ひとり親世帯を証明する書類 （該当世帯のみ）	・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ⇒在籍園へ提出	認定希望月 （利用開始日）の 前月末まで
・ 満3歳児入園児（※2） （幼稚園・認定こども園） ※認定こども園は3号認定に限る ・ 0～2歳児クラス児童 （認可外保育施設等利用）	①施設等利用給付認定申請書（※1） ②保育の必要性を証明する書類 ③ひとり親世帯を証明する書類 （該当世帯のみ） ④非課税証明書（※下記④提出書類の該 当世帯に当てはまる方）	・ 上記以外施設 ⇒すこやか課	

※1 幼稚園利用者の場合で保育料のみの無償化を受ける場合には②以降の提出は不要です。

※2 幼稚園または認定こども園で満3歳児未満での利用（プレ保育等）の保育料は無償化になりません。

②保育の必要性を証明する書類

※父母及び世帯に18歳以上65歳未満の同居者（別世帯の場合も含む）がいる場合もご提出ください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労中	<input type="checkbox"/> 就労（内定）証明書（発行2ヶ月以内）
追加書類	<input type="checkbox"/> 【役員（取締役・監査役、法人理事等）】 <input type="checkbox"/> 「登記簿謄本」又は「確定申告書」の写し
	<input type="checkbox"/> 【自営業主（個人事業主）】 <input type="checkbox"/> 「営業許可証」・「開業届」・契約・受注書類の写し等 事業を営んでいることが確認できる書類のいずれか
	<input type="checkbox"/> 【自営業専従者、家族従業者（協力者）】 <input type="checkbox"/> 「確定申告書」又は給与証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 【内職者、業務委託】 <input type="checkbox"/> 契約・受注書類の写し等
	<input type="checkbox"/> 【変則就労】 <input type="checkbox"/> シフト表（就労実績と同月のもの）
求職活動中	<input type="checkbox"/> 求職活動申立書
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（生まれるお子さんのもの。表紙及び出産予定日記載のページ）
就学中	<input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割
介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護の申立書および（介護・看護が必要な方の）診断書・障害者手帳
疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 診断書（保育ができないことが明記されている）または障害者手帳の写し

③④提出書類（該当世帯のみ）

ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親医療費受給者証、戸籍全部事項証明書、離婚受理証明書のいずれか
満3歳までの認定希望児童のいる世帯	<input type="checkbox"/> 前年1月2日以降に三郷市に転入した方は、前年度の課税証明書 例：令和7年4月から8月に認定希望の場合、令和6年1月2日以降に三郷市に転入した方は、令和6年度の課税（非課税）証明書
	<input type="checkbox"/> 本年1月2日以降に三郷市に転入した方は、本年度の課税証明書 例：令和7年9月から翌3月に認定希望の場合、令和7年1月2日以降に三郷市に転入した方は、令和7年度の課税（非課税）証明書

①認可保育所・認定こども園（保育部分）

●保育料

- ・ 3歳児～5歳児クラスの保育料が無償化になります。
（※保育料以外の延長保育料や教材費、行事費等は無償化の対象外です。）

クラス年齢	課税世帯の有無	
	課税世帯	非課税世帯
3歳児～5歳児	無償化	無償化
0歳児～2歳児	無償化対象外	無償化

※上記はクラス年齢となり、2歳児クラスで年度中に満3歳に達した児童については翌年度から無償化の対象となります。

○無償化手続きの方法及び給付方法

- ・ すこやか課にて入所申込を実施のうえ保育施設に在籍しているため、別途の手続きは不要です。
- ・ 無償化となった場合の保育料の支払いは発生しません。

●給食費

- ・ 3歳児～5歳児クラスの給食費は無償化の対象となりません。
但し、下記条件に当てはまる場合（※1）、副食費相当分が免除されます。

クラス年齢	無償化の取扱い	
	主食費	副食費
3歳児～5歳児	保護者負担	保護者負担（※1）
0歳児～2歳児	保護者負担（※2）	保護者負担（※2）

※1 市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯、77,101 円未満の要保護世帯
及び第3子の児童（未就学児から起算）は副食費相当分が免除になります。

※2 給食費相当分が保育料に含まれていますので、保育料が無償となる場合には無償化となります。

○免除手続きの方法

- ・ すこやか課にて入所申込を実施のうえ保育施設に在籍しているため、別途の手続きは不要です。

②認定こども園（教育部分）、認定こども園の預かり保育等

●保育料

- ・ 3歳児（満3歳児クラス含む）～5歳児クラスの保育料が無償化になります。
（※保育料以外の教材費、行事費等の費用は無償化の対象外です。）

クラス年齢	課税世帯の有無	
	課税世帯	非課税世帯
3歳児～5歳児	無償化	無償化

※満3歳児（満3歳として年度を待たずに入園された場合）の保育料も無償化の対象となります。

※プレ保育等での利用は無償化の対象とはなりません。

○無償化手続きの方法及び給付方法

- ・ 認定こども園での入園手続き時に「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。
- ・ 無償化となった場合の保育料の支払いは発生しません。

●預かり保育料

- ・ 2ページの「保育を必要とする事由」に該当し「施設等利用給付認定第2号または第3号」を受けた場合には月々の預かり保育料が無償化となります。

（3歳児クラス以上…11,300円まで/月、満3歳児クラス…16,300円まで/月）

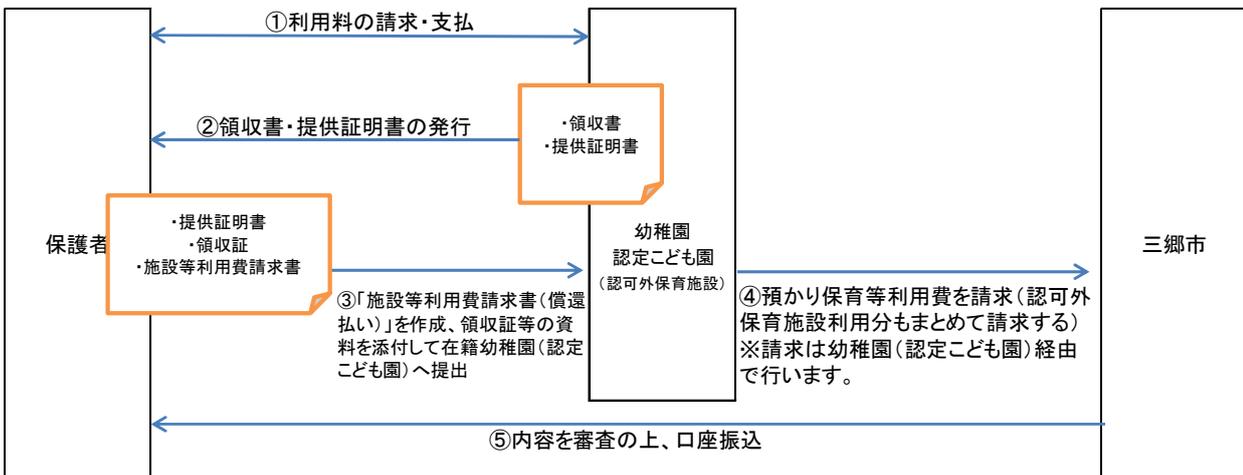
クラス年齢	課税世帯の有無	
	課税世帯	非課税世帯
3歳児～5歳児	無償化（11,300円まで/月）	無償化（11,300円まで/月）
満3歳児	無償化対象外	無償化（16,300円まで/月）

○無償化手続き（預かり保育）の方法

・ 認定希望月の前月末までに「施設等利用給付認定申請書」及び「保育の必要性」を証明する書類を提出してください。※申請受付日より遡っての認定は出来ませんのでご注意ください。

○無償化（預かり保育）の給付方法

- ・ 無償化対象となった場合の預かり保育料は一旦保護者負担となり、後日市へ請求いただく事で給付を行います。
- ・ 次の流れに沿って請求手続きをお願いします。（請求は3ヶ月ごとに行います。）



・請求書類（提出先：在籍している認定こども園）

- | |
|------------------------------|
| ①請求書（すこやか課窓口または市ホームページから入手） |
| ②利用施設が発行する「領収書」 |
| ③利用施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書」 |
| ④活動報告書（ファミリーサポートセンター利用時のみ） |

※認定こども園だけでなく、認可外保育施設等を併用している場合には1つの請求書で提出ください。

・請求スケジュール

利用月	市への請求期限	支払い時期（目安）
4～6月	7月末日まで	9月末頃
7～9月	10月末日まで	12月末頃
10～12月	1月末日まで	3月末頃
1～3月	4月15日まで	5月末頃

○給付金額の算定方法

- ①「月の上限額 11,300 円(もしくは 16,300 円)」
- ②「(450 円×預かり保育利用日数)+認可外保育施設利用料」
- ③「実支払総額」

上記①～③のうち、一番少ない額が給付金額となります。

●その他の注意点

・現況届

施設等利用給付認定第2号・3号の方を対象に年に1度、保護者の保育必要性を確認いたします。
必要性が確認できない場合、認定が取り消されます。

●給食費

・3歳児～5歳児クラスの給食費は無償化の対象となりません。

但し、下記条件に当てはまる場合（※1）、副食費相当分が免除されます。

クラス年齢	無償化の取扱い	
	主食費	副食費
3歳児～5歳児	保護者負担	保護者負担（※1）

※1 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯及び第3子の児童（小学3年生の兄弟から起算）は副食費相当分が免除になります。

○免除手続きの方法

・認定こども園での入園手続き時に「教育・保育給付認定申請書」を提出済であれば原則不要です。

③私立幼稚園（従来型）、私立幼稚園の預かり保育料

●保育料

- ・3歳児（満3歳児クラス含む）～5歳児クラスの保育料が無償化になります。
（※保育料以外の教材費、行事費等は無償化の対象外です。）

クラス年齢	課税世帯の有無	
	課税世帯	非課税世帯
3歳児（満3歳児含）～5歳児	無償化（25,700円まで/月）	

※満3歳児（満3歳として年度を待たずに入園された場合）の保育料も無償化の対象となります。

※プレ保育等での利用は無償化の対象とはなりません。

※上限額未満の保育料の施設で、入園料の支払いがある年度の給付については入園料も無償化対象です。
（毎月の保育料に入園金を年間在籍月数で除して得た額を加えた額が対象です。）

○無償化手続きの方法及び給付方法

- ・幼稚園での入園手続き時に「施設等利用給付認定申請書」の提出をしてください。
保育料の無償化のみ希望の方は「第1号」を、保育を必要とする事由があり、預かり保育料の無償化（下記参照）を併せて希望される場合には「第2号または第3号」を選択ください。

※第3号認定を受ける場合は非課税世帯であることが条件となります。

- ・無償化後の保育料の支払いは上限額 25,700 円/月までは発生しません。（上限を超えた部分は自己負担です。）

●預かり保育料

- ・2ページの「保育を必要とする事由」に該当し「施設等利用給付認定第2号または第3号」を受けた場合には月々の預かり保育料が無償化となります。

（3歳児クラス以上…11,300円まで/月、満3歳児クラス…16,300円まで/月）

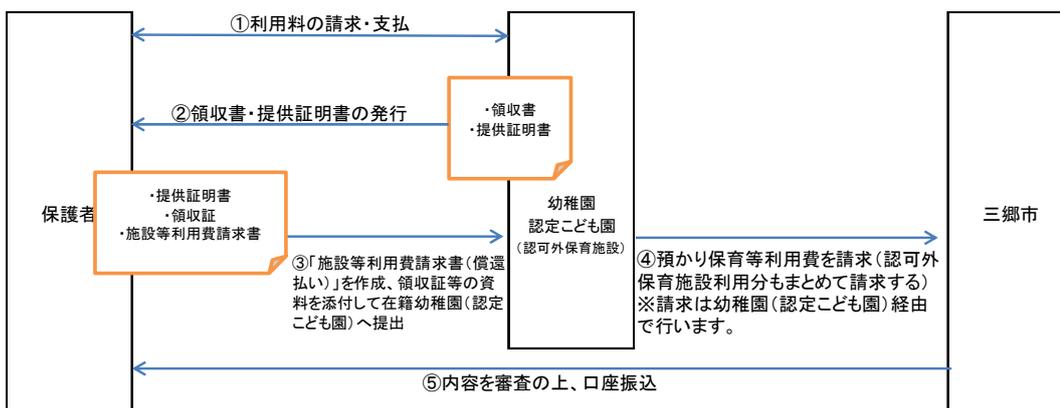
クラス年齢	課税世帯の有無	
	課税世帯	非課税世帯
3歳児～5歳児	無償化（11,300円まで/月）	無償化（11,300円まで/月）
満3歳児	無償化対象外	無償化（16,300円まで/月）

○無償化手続き（預かり保育）の方法

・認定希望月の前月末までに「施設等利用給付認定申請書」及び「保育の必要性」を証明する書類を提出してください。※申請受付日より遡っての認定は出来ませんのでご注意ください。

○無償化（預かり保育）の給付方法

- ・無償化した場合の預かり保育料は一旦保護者負担となり、後日市へ請求いただく事で給付を行います。
- ・次の流れに沿って請求手続きをお願いします。（請求は3ヶ月ごとに行います。）



・請求書類（提出先：在籍している幼稚園）

- | |
|------------------------------|
| ①請求書（すこやか課窓口または市ホームページから入手） |
| ②利用施設が発行する「領収書」 |
| ③利用施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書」 |
| ④活動報告書（ファミリーサポートセンター利用時のみ） |

※幼稚園だけでなく、認可外保育施設等を併用している場合には1つの請求書で提出ください。

・請求スケジュール

利用月	市への請求期限	支払い時期（目安）
4～6月	7月末日まで	9月末頃
7～9月	10月末日まで	12月末頃
10～12月	1月末日まで	3月末頃
1～3月	4月15日まで	5月末頃

○給付金額の算定方法

- ①「月の上限額 11,300 円(もしくは 16,300 円)」
- ②「(450 円×預かり保育利用日数)+認可外保育施設利用料」
- ③「実支払総額」

上記①～③のうち、一番少ない額が給付金額となります。

●その他の注意点

・現況届

施設等利用給付認定第2号・3号の方を対象に年に1度、保護者の保育必要性を確認いたします。
必要性が確認できない場合、認定が取り消されます。

●給食費

・3歳児～5歳児クラスの給食費は無償化の対象となりません。

但し、下記条件に当てはまる場合（※1）、副食費相当分が一部補助されます。

クラス年齢	無償化の取扱い	
	主食費	副食費
3歳児～5歳児	保護者負担	保護者負担（※1）

※1 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯及び第3子の児童（小学3年生の兄姉から起算）は副食費相当分が一部補助されます。

○一部補助の手続きの方法

- ・詳しくは別冊子「私立幼稚園副食材料費補助（給食費一部補助）事業について」をご確認ください。
- ・補助は全園児が対象となるものではありませんので、提出を必ずしも求めるものではありません。

④認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、病児保育事業

●保育料

- ・保育を必要とする事由がある3歳児～5歳児クラスと非課税世帯の0歳児～2歳児クラスは無償化対象となります。（※給食費や教材費は無償化の対象外です。）

クラス年齢	課税世帯の有無	
	課税世帯	非課税世帯
3歳児～5歳児	無償化（37,000円まで/月）	無償化（37,000円まで/月）
0歳児～2歳児	無償化対象外	無償化（42,000円まで/月）

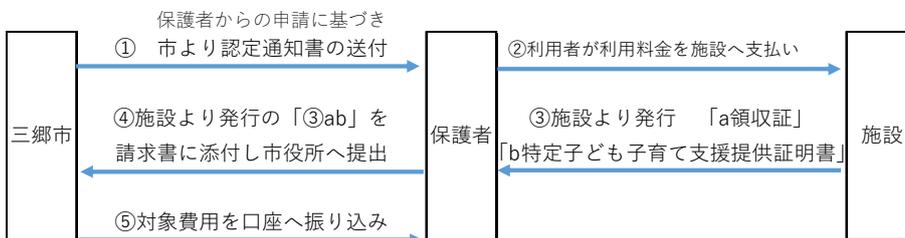
○無償化手続きの方法

- ・認定希望月の前月末までにすこやか課へ「施設等利用給付認定申請書」及び「保育の必要性」を証明する書類を提出してください。（詳細は3ページを参照ください。）

※申請受付日より遡っての認定はできませんのでご注意ください。

○無償化（認可外保育施設保育料）の給付方法

- ・無償化した場合の保育料は一旦保護者負担となり、後日市へ請求いただくことで給付を行います。
- ・下記の流れに沿ってご請求手続きをお願いします。



- ・請求書類（提出先：すこやか課）

- ①請求書（すこやか課窓口または市ホームページから入手）
- ②利用施設が発行する「領収書」
- ③利用施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書」
- ④活動報告書（ファミリーサポートセンター利用時のみ）

- ・請求スケジュール

利用月	市への請求期限	支払い時期（目安）
4～6月	7月末日まで	9月末頃
7～9月	10月末日まで	12月末頃
10～12月	1月末日まで	3月末頃
1～3月	4月15日まで	5月末頃

○給付金額の算定方法 認定子ども園や幼稚園の併用がなく、認可外保育施設等にのみ在籍している場合

①「月の上限額 37,000 円(もしくは 42,000 円)」

②「実支払総額」

上記のうち、一番少ない方の額が給付金額となります。

●その他の注意点

- ・現況届

施設等利用給付認定第2号・3号の方を対象に年に1度、保護者の保育必要性を確認いたします。必要性が確認できない場合、認定が取り消されます。

よくあるご質問

	ご質問	回答
1	幼稚園や認定こども園（教育部分）に加え認可外保育施設の利用を検討していますが、無償化の対象になりますか。	幼稚園や認定こども園（教育部分）における教育時間と預かり保育の提供日数及び時間が1日当たり8時間未満、または年間200日未満の施設の場合には認可外保育施設の併用も可能です。 （詳しくは在籍施設または施設所在地の市区町村にご確認ください。） ※その場合の補助上限額は11,300円（16,300円）/月までとなります。
2	認可の保育所に在園していますが、病児保育を利用した場合、無償化は受けられますか。	認可保育所に在園されている場合には在籍園以外の利用費は無償化となりません。
3	幼稚園のプレ保育中ですが、無償化になりますか。	プレ保育は無償化にはなりません。
4	満3歳児入園をして施設等利用給付認定第3号を受けるつもりでしたが、課税世帯のため、施設等利用給付認定第1号となりました。来年度から3歳児クラスに進級しますが、自動的に施設等利用給付認定第2号になりますか。	自動的に切り替わることはありません。施設等利用給付認定第2号を希望する場合には、前年度2～3月頃までに再度施設等利用給付認定第2号の申請をおこなってください。
5	兄が施設等利用給付認定第1号を受け幼稚園に5歳児クラスで在園しています。先日、下の子の認可保育所申込をした際、就労証明書を提出しました。この場合、兄も自動的に施設等利用給付認定第2号となりますか。	あくまでも下のお子さまの保育所申込の手続きとなりますので、自動的に切り替わることはありません。変更をされる際は別途申請が必要です。
6	認定こども園（教育部分）に在園しています。現在、就労を要件として施設等利用給付認定第2号を取得し、預かり保育の無償化を受けようと考えています。毎月64時間以上の就労をしていますが、夏休み期間中は家で育児をする必要があるため、就労時間が64時間未満となりそうです。このような場合、施設等利用給付第2号を申請できますか。	施設等利用給付認定第2号（3号）を就労要件で申請する場合には 常時64時間以上/月就労 していることが条件となります。 よってご質問の内容ですと就労の要件で申込いただくことはできません。
7	現在、育児休業中ですが施設等利用給付認定第2号（3号）を受けることはできますか。	育児休業中は原則、第2号（3号）を受けることはできません。但し、既に就労要件で認定を受けて当該施設を利用しており、その後育児休業を取得した場合に限り、継続して同一施設に通う場合は引き続き認定を受けられる場合があります。
8	幼稚園に在籍しており、施設等利用給付認定第2号を受けています。来月三郷市外に転出することが決まりましたが、引き続き無償化を受けることができますか。	無償化対象となるためには、居住している市町村へ認定申請を行い、給付認定を受ける必要があります。転出前の認定は三郷市で行いますが、転出日以降分の認定については、転出先市区町村へお問い合わせください。
9	市内の認可保育園に在籍していますが、里帰り出産のため、休園し、里帰り先の保育園の一時預かりを利用します。その場合の一時預かりの利用料は無償化の対象となりますか。	保育園を休園している場合も施設に在籍していることとなりますので、里帰り先の一時預かりの利用料は、無償化の対象となりません。